

有事立法に反対する決議

昨年、福田内閣によって突然もち出されてきた「有事立法」は大平内閣に代った現在もその準備が着々と進められている。この「有事立法」は「我国が侵略を受けた時」あるいは「日本の領土に近接したところに紛争が起きた時」を想定し、国民の財産の収用・人の徴用および自衛隊・在日米軍の行動を助けるための法律の整備をねらったものと言われる。その内容は、かつて国民に衝撃を与えた三矢研究を下敷にし、戦前の軍事ファシズムによる総動員体制の再現を画したものである。

第二次大戦時においては「非常事態」の名のもとに、国民の多くの権利が剥奪され、戦争にかり出された。地学を学ぶものも例外でなく、多くの研究者が「聖戦」を遂行するための資源の確保に徴用され、戦争協力を強いられた。そして多くの人々が犠牲となり、また、学問・研究の発展が著しく阻害された。我々はこのような不幸な経験を二度とくり返してならないと考える。

我々地学団体研究会は学問・研究の自由を守り発展させる立場から、この「有事立法」は国民の自由と人権の蹂躪を引き起こすものであり、そしてこれが日本の将来に重大な影響を与えることを深く認識し国民各層の運動と結合しながら、この「有事立法」に反対していくことをここに決議する。

1979年2月4日

地学団体研究会全国運営委員会